

香川県東部清掃施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和4年8月25日

香川県東部清掃施設組合 管理者

香川県東部清掃施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性職員の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、香川県東部清掃施設組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和4年9月1日から令和8年3月31日までとします。

2. 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局が本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性職員の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。「以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、管理者の機関において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

(1) 令和8年度までに、男性職員の育児休業取得割合を男性職員で20%以上、女性職員で100%とします。

ア 育児休業制度の対象となる職員に対し、制度について周知を行います。

イ 育児休業を取得した職員の代替として、定期の人事異動の際に考慮するなどの措置を講じます。

(参考) 令和3年度育児休業取得職員数

育児休業取得可能職員数	男性職員	1名	女性職員	0名
育児休業取得職員数	男性職員	0名	女性職員	0名

(2) 令和8年度までに配偶者出産休暇の取得率を20%以上にします。

ア 配偶者出産休暇の対象となる職員に対し、制度についての周知を行います。

イ 所属部署をはじめとした職場全体の意識改革を促進し、職員が休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努めます。

(参考) 令和3年度配偶者出産休暇取得職員数

配偶者出産休暇取得可能職員数	0名
配偶者出産休暇取得職員数	0名